

第3次地域管理経営計画書(案)
第3次国有林野施業実施計画書(案)

(若狭森林計画区)

(第二次変更計画)

計画期間 { 自 平成20年4月 1日
至 平成25年3月31日 }

(変更年月 平成24年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画〕

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	
イ 取扱いの基本的な考え方	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	2
(4) 主要事業の実施に関する事項	
イ 主要事業の総量	7
(エ) 林道開設及び改良総量	7

〔国有林野施業実施計画〕

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	9
(6) 伐採総量	9
3 林道の整備に関する事項	11

第3次地域管理経営計画（若狭森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

国有林の地域別の森林計画との調和を図るため記載内容を変更します。

また、森林整備を行うために必要な林道、林業専用道の開設・改良計画を変更します。

【変更する内容】

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところです。

また、平成17年2月に発効した京都議定書の削減目標達成のための「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」や平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」の目標達成に必要な森林整備等が重要な課題となっています。

本計画は、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにしたものであり、国民各層の理解と協力を得ながら、国有林野の適切な管理経営を推進します。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

イ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行うこととし、森林の取扱いについては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮します。

具体的には、伐採林齢の長期化、林齢や樹種の異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保とともに、併せて、自然再生、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮、国民と森林とのふれあい

の場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進します。

このため、国有林野を

・土砂流出・崩壊の防備、水源の涵養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林は「水土保持林」

・原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林は「森林と人との共生林」

・環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林は「資源の循環利用林」

の3つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じた管理経営を行います。

当計画区の機能類型別の面積等については以下のとおりであり、国有林野の団地は分散しているものの、山間奥地であって水源林として高い機能の発揮が期待される場所、また、レクリエーション機能が高い場所等に所在するため、当計画区における森林の立地特性が反映されて、「水土保持林」及び「森林と人との共生林」が99.4%を占めています。

機能類型別の森林の面積

(単位：面積 ha、比率 %)

区 分	水 土 保 全 林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	合 計
面 積	7,039	339	43	7,421
比 率	95	5	0	100

また、平成23年7月に変更された「森林・林業基本計画」を踏まえ、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成など森林・林業再生プランの実現に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興、海岸部の保安林の再生、住宅・公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくり等を推進します。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、木材を供給します。

ア 「水土保全林」に関する事項

「水土保全林」においては、山地災害防止機能、水源涵養機能等の水土保全に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、樹根や表土の保全、下層植生の発達が期待される複層林の造成、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努めます。

「水土保全林」は、国土保全タイプと水源涵養タイプの2つに分けて取り扱います。

(ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林、気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、

- ① 根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の樹冠層を有する多様な樹種で構成される森林
- ② 気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林
- ③ 必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林

に誘導することを目標として、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林施業の推進を図り、健全な林分の育成に努めることとします。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」によります。

(イ) 水源涵養タイプ

笙の川等の水源地帯等で、水源涵養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水緩和、渇水緩和、水質保全等水源涵養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有しており、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林であり、林木の生長がおう盛な高蓄積な森林を目標として、適切な管理経営に努めることとし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確立されるよう適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林施業及び長伐期施業の推進を図り、健全な林分の育成に努めることとします。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」によります。

「水土保全林」の面積の内訳

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源涵養タイプ	計
面積	2,564	4,475	7,039

本計画においては、黒河山国有林の一部において、山腹崩壊危険地区に指定したことから、国土保全タイプを3.69ha増加する見直しを行いました。

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

「森林と人との共生林」においては、地域の自然環境を代表する森林や希少な動植物の生息・生育地の保存のために設定した保護林等の適切な保全管理に努めます。

また、レクリエーションの森をはじめ、登山、自然観察、スキー等保健文化機能を増進させる必要のある森林については、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成に努めるとともに、地元自治体等との連携・協力や民間の活力を活かした施設の整備、森林を利用した諸活動のフィールドとしての提供を図るなど適正な利用を推進します。

「森林と人との共生林」は、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱います。

(ア) 自然維持タイプ

原生的な森林生態系等学術的に貴重な、あるいは地域を代表する自然環境を形成する国有林野を対象として、原則として自然の推移に委ねることとし、野生動植物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行います。

また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な利用が行われるよう、関係者等と連携しながら指導等を行います。

自然維持タイプの森林のうち、原生的な森林生態系からなる森林や学術的に貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源保存に必要な森林等を引き続き、保護林として設定します。

なお、具体的な取扱いについては、別紙「管理経営の指針」によります。

(イ) 森林空間利用タイプ

景観の維持が重要な森林や都市近郊林等国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、

① 多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自然美を有する森林

② 必要に応じて、保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林

に誘導することを目標として、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じた管理経営に努めます。具体的には、育成複層林施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観の向上に配慮した施業を推進することとし、遊歩道等の施設については必要に応じて整備を行います。

また、国民の保健・文化教育的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定しており、広く国民に開かれた利用に供します。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」によります。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち保護林		うちレクリエーションの森	
面 積	283	85	56	56	339

ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」においては、森林の健全性を確保し、木材の需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育及び間伐等を推進することにより木材資源の充実を図ります。

具体的には、分収林契約を行っている黒河山国有林を対象として、

- ① 林木の生長がおう盛で、その形質の良好な森林
- ② 必要に応じて林業生産基盤が整備されている森林

に誘導することを目標として、渇水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努めます。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」によります。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面 積	43	0	43

なお、機能類型と国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林の関係については、次表のとおりです。

機能類型		公益的機能別施業森林	
水土保全林	国土保全タイプ	土砂流出崩壊防備	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
		気象害防備	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・快適環境形成機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
		生活環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・快適環境形成機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
	水源涵養タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養機能維持増進森林 	
森林と人との共生林	自然維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 	
	森林空間利用タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 	
資源の循環利用林		<ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養機能維持増進森林 	

注：国土保全タイプの「その他の国土保全林」については、土砂流出崩壊防備と同様です。

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の事業総量は以下のとおりです。

(エ) 林道開設及び改良総量

(単位：m)

区 分	タ イ プ 別	開 設		改 良	
		路線数	延 長	箇所数	延 長
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	—	—	—
	水源涵養タイプ	<u>2</u>	<u>3,050</u>	<u>5</u>	<u>690</u>
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	—	—	—
	森林空間利用タイプ	—	—	—	—
資源の循環利用林		—	—	—	—
<u>その他（併用林道）</u>		<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>30</u>
計		<u>2</u>	<u>3,050</u>	<u>6</u>	<u>720</u>

第3次国有林野施業実施計画（若狭森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

伐採計画について、市町村別内訳を追加します。

また、森林整備を行うために必要な林道、林業専用道の開設・改良計画及び名称を変更します。

【変更する内容】

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(6) 伐採総量

地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア)伐採総量の内訳は、次のとおりです。

また、本表は伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分		林 地				林地 以外	合 計		
		主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量			計	
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	(1.71) 141	141	3,450	48,003	—	4,8003	
	水源 涵 養 タ イ プ	天 然 林	—	322					322
		長 伐 期	—	44,090					44,090
		小 計	—	(541.95) 44,412					44,412
	計	—	(543.66) 44,553	44,553					
森 林 と 人 共 と の 生 の 林	自然維持タイプ	—	—	—	50	775	—	775	
	森林空間利用 タイプ	—	—	—					
	計	—	—	—					
資 源 の 利 用 環 境 林	スギ・ヒノキ 人工林中径材	—	725	725	50	775	—	775	
	計	—	(10.84) 725	725					
合 計		—	(554.50) 45,278	45,278	3,500	48,778	—	48,778	
年 平 均		—	9,904	9,904	700	10,604	—	10,604	

注：1 「間伐」欄の()は、間伐面積

2 年平均は、四捨五入のため合計と合わないことがあります。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
敦 賀 市	二	$\frac{(179.08)}{13,027}$	13,027				
小 浜 市	二	$\frac{(28.78)}{2,546}$	2,546				
若 狭 町	二	$\frac{(16.88)}{1,369}$	1,369				
おおい町	二	$\frac{(329.76)}{28,336}$	28,336				
合 計	二	$\frac{(554.50)}{45,278}$	45,278	3,500	48,778	二	48,778

注：1 市町村の内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含みません。

2 「間伐」欄の()は、間伐面積

3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりです。

(単位：m)

基幹・管理別	開設・改良別	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型 タイプ別	備考
管 理	開 設	池河内林業専用道	池河内 216、217	1,150	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		一ツ谷林業専用道	一ツ谷 104	1,900	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
計		2路線		3,050		
管 理	改 良	池河内林道	池河内 216	580	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		黒河林道	黒河山 130、132、 143、153	30	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		黒河林道アシ谷支線	黒河山 113～115	50	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		黒河林道ワコ谷支線	黒河山 140	30	水土保持林 (水源涵養タイプ)	
		シンノ谷林道	民有地	30	該当外	
計		5路線(6箇所)		720		

注：種類欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指します。